



保健、衛生

※年齢は年度末(3月31日)の時点の年齢です。

保健

相談、健診など

●保健相談

問合先 各地域健康課(→26P)

保健師、歯科衛生士、管理栄養士が、保健に関する相談に応じています。

●医療相談

問合先 大田区医療相談窓口 ☎6450-0321

看護師等が治療内容や区内診療所等に関する相談や苦情の受付を行います。

受付時間 月～金曜(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)

午前9時から午後5時

※治療行為における過失の判断や診療所との紛争の仲介、医療費に関することはご相談できません。

●健康教室

問合先 各地域健康課(→26P)

生活習慣病予防の正しい知識の啓発と、食事や運動などについての具体的な指導を児童館や町会・企業などに出張して行っています。

はねぴょん健康ポイント

問合先 健康づくり課 ☎5744-1661

はねぴょん健康ポイントは、継続的な健康づくりをサポートするスマートフォンアプリです、歩数、健診(検診)受診、イベント参加等でポイントがたまり、たまたまポイントで景品抽選に応募できます。

△対象 18歳以上の区内在住・在勤・在学の方

健康診査

●特定健康診査・特定保健指導

問合先 健康づくり課

☎5744-1393

無料です。実施期間は、6月から翌年3月。

対象	40～74歳の大田区国民健康保険被保険者
内容	問診、血圧測定、血液検査、尿検査などを実施し、健診結果により生活習慣改善の保健指導を行います。
受診方法など	特定健康診査は対象者にあらかじめ送付する受診票とマイナ保険証等、国保の資格がわかるものを実施医療機関に持参して受診してください。特定保健指導は対象者に利用案内を送付します。

※社会保険に加入の方(被扶養者の方含む)は、加入されている保険またはお勤め先の担当者へおたずねください。

●長寿健康診査

問合先 健康づくり課

☎5744-1393

無料です。実施期間は、6月から翌年3月。

対象	後期高齢者医療被保険者
内容	問診、血圧測定、血液検査、尿検査などを実施します。
受診方法など	対象者にあらかじめ送付する受診票とマイナ保険証、資格確認書などを実施医療機関に持参して受診します。

●大田区健康診査

問合先 健康づくり課

☎5744-1393

無料です。実施期間は、6月から翌年3月。

対象	40歳以上の生活保護受給中の方及び中国残留邦人等支援給付受給中の方
内容	問診、血圧測定、血液検査、尿検査などを実施します。
受診方法など	対象者にあらかじめ送付する受診票を実施医療機関に持参して受診します。

●39歳以下基本健康診査

問合先 健康づくり課

☎ 5744-1393

有料です。実施期間、その他の要件は、区HPをご覧ください。

対象	18～39歳で、職場等での健診の機会のない方
内容	問診、血圧測定、血液検査、尿検査などを実施します。
受診方法など	「39歳以下基本健康診査会場」の表示のある医療機関に受診票があります。実施医療機関に直接申し込んでください。

●成人歯科健康診査

問合先 健康づくり課

☎ 5744-1265

無料です。実施期間は、区報などでお知らせします。対象及び内容については、制度改正等により変更になる場合があります。

対象	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・80歳の方。ただし、職場で健診の機会のある方や歯科治療中の方を除く。
内容	歯周組織・現在歯・喪失歯の状況等(76・80歳のみ、飲み込み等の検査有り)
受診方法など	対象者に送付する受診票を実施医療機関に持参して受診します。

●アスベストフォローアップ検診

問合先 健康医療政策課

☎ 5744-1246

1年に1回に限り無料で受診できます。健康医療政策課へ電話で申し込んでください。

対象	仕事やアスベスト工場近くでアスベストを吸ったなど健康被害に不安がある方
内容	問診、胸部エックス線撮影
受診方法など	東京労災病院にて保健所が発行する受診票を持参して受診します。

●風しんの第5期予防接種

問合先 感染症対策課

☎ 4446-2643

事業は令和6年度に終了しました。ただし、MRワクチンの供給不足に伴い下記対象者については接種期間を延長します。

対象	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
内容	MR(麻しん風しん混合)ワクチン予防接種
受診方法など	実施医療機関に、保健所が発行する無料クーポンを持参してください。



●保健所肝炎ウイルス検査

問合先 感染症対策課

☎ 4446-2643

1回に限り無料です。感染症対策課へ電話で申し込んでください。

対象	区内在住の15歳～39歳。他の制度で同様の検査を受ける機会のある方はそちらを受診してください。なお、手術等を受ける際の事前検査として受けすることはできません。
内容	問診、採血
受診方法など	区内の実施医療機関に保健所が発行する受診票を持参して受診します。

がん検診など

問合先 健康づくり課

☎ 5744-1265

各種がん検診、骨粗しょう症検診及び眼科(緑内障等)検診は一部自己負担あり。(要件に該当する方は自己負担が免除になります。)実施期間等詳細は、区報・HPなどでお知らせします。

検診名	対象※	受診方法
胃がん	エックス線検査40歳以上※ 内視鏡検査50歳以上※	
肺がん	40歳以上※	
大腸がん		
子宮頸がん	20歳以上※の女性	
乳がん	40歳以上※の女性	
喉頭がん	40歳以上※ (喫煙歴がある等の受診要件有)	
前立腺がん	60・65・70歳※の男性	
B型・C型肝炎 ウイルス	40歳以上※で一度も受けたことのない方	
骨粗しょう症	40・45・50・55・60・65・70歳 ※の女性	
眼科(緑内障等)	40・45・50・55・60・65・70歳 ※の方	各医療機関へ直接申込 対象者にあらかじめ送付する受診券とマイナンバーカード等の本人確認書類及び自己負担金等を実施医療機関に持参し受診してください。受診票は実施医療機関にあります。 (女性のみ、子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診は区内施設で実施する集団検診もあります。)

※対象年齢は当該年度の誕生日における年齢です。また、制度改正等により変更になる場合があります。

職場において同様の検診機会のある方、当該がんの治療中または経過観察中の方は対象となりません。

また、当該部位を治療中の方は、問診・質問の結果、受診できない場合があります。

HIV・性感染症検査

問合先 感染症対策課

☎ 4446-2643

△対象 HIVや梅毒などの性感染症の不安があり、感染症が心配される機会から60日以上経過した方

△会場 蒲田地域庁舎

△申し込み方法 HPより電子申請(先着)

※診断書の発行はできませんのであらかじめご了承ください。

※検査は匿名・無料です。

認知機能検診

問合先 健康づくり課

☎ 5744-1265 ☎ 5744-1523

無料です。実施期間、その他の要件は、区HPをご覧ください。

△対象 区内在住で、年度末時点において50歳、55歳、60歳及び65歳以上85歳以下の方であって、認知症の診断を受けていない方(受診券発送済)

△内容 認知症の疑いの有無を検査します。

△受診方法など 同封した案内冊子に掲載されている「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を行い、希望の方は、実施医療機関に直接お申込みください。

医療費助成など

●妊娠高血圧症候群等医療費助成

問合先 各地域健康課(→ 26P)

△対象 妊娠高血圧症候群等で入院治療の必要がある妊産婦の方
一定の要件があります。くわしくはお問い合わせください。

●自立支援医療費(精神通院医療)

問合先 各地域福祉課(→ 25P)

△対象 精神障がいで通院医療を必要とする方

●結核患者医療費助成

問合先 感染症対策課

☎ 4446-2643

△対象 結核の治療、入院を必要とする方

●ぜん息など大気汚染関連疾病医療費助成

問合先 健康医療政策課

☎ 5744-1246

△対象 18歳未満で気管支ぜん息などに罹患している方、一定の要件があります。くわしくはお問い合わせください。

●被爆者援護事務

問合先 各地域健康課(→ 26P)

被爆された方及びその子への医療費助成制度です。

●原子爆弾被爆者見舞金

問合先 各地域福祉課(→ 25P)

△対象 被爆者健康手帳の交付を受けている方

●石綿(アスベスト)健康被害救済制度

問合先 健康医療政策課

☎ 5744-1246

アスベストが原因の肺がん、中皮腫、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺(アスベスト症)またはびまん性胸膜肥厚を発病された方、及びそれらが原因で亡くなられた方に対して、医療費、療養費の助成及び特別遺族弔慰金等の支給を行う制度です。



保健
衛生

衛生

衛生に関する相談

問合先 生活衛生課

☎ 5764-0694

●飲料水の相談

受水タンクや浄水器などの給水設備の衛生管理についての相談に応じています。

●住まいの衛生や衛生害虫に関する相談

ネズミやハエ、蚊などの衛生害虫や、室内のカビ、空気の汚れなど、住まいの衛生の相談に応じています。

食品衛生に関する相談

問合先 生活衛生課

☎ 5764-0697

食中毒や食品に異物が入っていたなどの届出・相談に応じています。

犬の登録など

●犬の登録

問合先 各地域健康課(→ 26P)

電子申請については生活衛生課

☎ 5764-0670

マイクロチップ情報登録については

環境大臣指定登録機関

公益社団法人 日本獣医師会

☎ 6384-5320

生後91日以上の犬には、法律により登録が義務付けられていて、登録内容に変更があったとき(飼い犬の死亡や引っ越し)も届け出が必要です。

環境大臣指定登録機関へマイクロチップ情報登録のある方は、環境大臣指定登録機関へ手続きをしてください。

環境大臣指定登録機関へマイクロチップ情報登録のない方は、電子申請あるいは問合先窓口にて手続きをしてください。

●狂犬病予防注射

問合先 各地域健康課(→26P)
電子申請については生活衛生課
☎ 5764-0670

飼い犬には年1回の狂犬病予防注射の接種と、注射済票の装着が義務付けられています。

●狂犬病予防定期集合注射

問合先 生活衛生課
☎ 5764-0670

毎年4月に区内の指定動物病院で実施しています。登録済みの犬の飼い主には、3月下旬に通知します。

動物に関する問い合わせなど

内容	問合先	
犬にかまれた、飼い犬が人をかんだ	生活衛生課 ☎ 5764-0670	
猫の去勢、不妊手術料金の一部助成	生活衛生課 ☎ 5764-0670 各地域健康課(→26P) 東京都動物愛護相談センター ☎ 3302-3507	
犬や猫がいなくなった 犬や猫を保護した	各清掃事務所(→144P)	
公共の場所で、迷い犬や負傷した犬、猫などを見つけた	東京都動物愛護相談センター ☎ 3302-3507	
犬や猫、カラス、鳩などの死体処理	私有地・私道など	区道—各地域基盤整備課(→26P)
	公共の場所など (管理者が処理します)	都道—各清掃事務所(→144P)
		国道—国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所 ☎ 3799-6315

公共の場所などの樹木の害虫

発生した場所によって連絡先が異なります。

●道路などの樹木

道路などの樹木に発生した害虫の駆除は、下表のところに連絡してください。

発生場所	連絡先	電話
国道街路樹(第一・第二京浜国道)	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所	☎ 3799-6315
都道街路樹、産業道路(都で管理) 環状七号線、八号線、中原街道など	東京都建設局第二建設事務所補修課 街路樹担当	☎ 3774-8717
区道街路樹	大森地区	地域基盤整備第一課
	調布地区	地域基盤整備第三課
	蒲田・糀谷・羽田地区	地域基盤整備第二課
公営住宅内の樹木	区営住宅・区民住宅敷地内	大田区住宅管理センター
	都営住宅・都民住宅・ 公社住宅地内	東京都住宅供給公社お客様センター
		※IP電話・PHSご利用の方
UR住宅内	東京南住まいセンター	☎ 5427-5960

●区の公園の樹木

各地域基盤整備課公園管理担当(→26P)に連絡してください。